



産子養育（うぶこよういく）と宗像

—江戸時代の子育て支援—

「新修宗像市史」近世部会から

現代の「赤ちゃんポスト」

平成十九（二〇〇七）年五月、熊本県慈恵病院で「赤ちゃんポスト」（正式名称・こうのとりのゆりかご）の運用がはじまりました。現代の捨て子問題として世間を賑わせたことは記憶に新しくあります。運用開始から十年で一三〇人の乳幼児が「赤ちゃんポスト」に預けられました（二〇一七年九月二十三日『日本経済新聞』）。

江戸時代の出産や捨て子などを研究する沢山美果子氏は、赤ちゃんポスト報道から浮かび上がる言説と事実のズレから次の三点を指摘しています。

- (1) 新聞報道が子どもの生命を守る責任は何よりも実の母にあるという現代社会に根強くある倫理観に囚われていること。
- (2) 子を捨てるとの是非を論じるだけでは問題の所在は明らかとならないこと。
- (3) そのため個人のモラルや母性の喪失といった問題に還元するのではなく、その背後

にある社会的背景が問われなければならぬこと。

これらの報道は、歴史のなかで子どもの生命観や子育て觀をとらえ直すべきと私たちに語りかけてきます。

本稿では、福岡藩の捨て子や産子養育について、主に横田武子氏や井上隆明氏らの研究成果によりながら、筑前国宗像郡内の史料をもとに、江戸時代の子育て觀を紹介します。

宗像郡内の産子養育

江戸時代、飢饉や災害などによる生活苦のため、墮胎¹や間引き²、捨て子が全国各地で横行しました。

蘭学者で絵師の司馬江漢は「子の多き事を欲せざる國、筑前、筑後のみに非ず、豊前、豊後、日向、或は常陸、出羽、奥州」（『春波樓筆記』文化八（一八一）年）と記しています。多くの子を望まなかつた地域は、およそ現在の福岡県や大分県、宮崎県、茨城県、東北地方にあたります。

（1）新聞報道が子どもの生命を守る責任は何よりも実の母にあるといふことは非常にめでたいことである。もし、双子が産まれたならば、村中より格別の心を寄せてほしい。と幼子は差別されず、平等であるという考えを持つていました。

この考え方を形に表したのが産着の統一です。集めた基金から村内の産子の身分や貧富に関係なく、統一した産着を作りました。忍照は、産着製作について次のように述べます。筆舌に尽くしがたい非常に「意味深き事」である。産着統一の意義は、今後出生する

宗像郡勝浦村の忍照（俗名・永島半次兵衛寛勝）は、藩の宝暦十四（一七六四）年捨て子禁止令の三年程前から、月に一度托鉢³に出て、村人たちへ産子養育を説きながら基金として米麦を募りました。

例えば、当時双子を産むことは「親々恥」のようになって捨て殺す場合がありました。忍照は、双子を捨て殺すのはもつての外であり、特に双子は非常にめでたいことである。もし、双子が産まれたならば、おさなこ村中より格別の心を寄せてほしい。と幼子は差別されず、平等であるという考えを持つていました。

産子養育仕組とは、寛政九（一七九七）年に、福岡藩において実施された子育て支援施策をいいます。

産子養育仕組の概要は、郡役所で養育困難と認められた者に対し、三年間で計五俵の産子養育米を支給するというものです。これは、産子の「捨殺し」を防止するためであり、ひいては停滞する領内人口の増加を企図した施策でもありました。

産子養育仕組の内容は、郡奉行より武丸村大庄屋⁶善右衛門へ通達された徳重区有文書一〇一四号「捨て子御制禁書出写」（他に産子養育作法書とも

福岡藩では貞享四（一六八七）年に捨て子禁止令を出しています。享保十七（一七三二）年には大飢饉により捨て子が増加し、その後も頻繁に禁止令が出されます。これまで各地域で独自の産子養育を行つていましたが、十八世紀後半になると限界を見せはじめます。

同じ時期には、産子養育寸志のため、宗像郡津屋崎浦の佐治徳左衛門が藩から褒美を与えられました。明和元（一七六四）年七月、福岡城で御酒の頂戴、一生松原出⁵を許されたのです。このように、宗像郡内では独自の子育て支援を行つっていました。

いう)などから確認できます。

①村内で妊婦がいた場合、または内密に産子を捨て殺した者がいた場合、村役人へ報告すること。

②村内の妊婦の有無を庄屋^{しょうや}へ報告し、その書類を毎月郡役所へ提出すること。死産の際は医師の証拠を提出すること。

③産子改役(後の養育方)を組頭など有力百姓から、庄屋・大庄屋が選出すること。

④産婆は妊婦を確認次第、村役人へ報告すること。出産の場において内密に捨て殺しの依頼を聞き入ること。格別に志が良い者は褒美を与える。

⑤定期的に産子改役が村を巡回^{じゅんかい}し、その報告をもとに庄屋・組頭と相談のうえ、一村別・一触^{ふれ}ごとに「懐婦改帳」を作成し、御救米の要不要を書き分け、正月・四月・七月・十月の四度、提出すること。

産子養育仕組は、これまで各地域で独自に行ってきた産子養育(有徳者による私的救済)に代わり、福岡藩側の主導・村役人の管理下での実施(郡役所からの養育米(代)支給等の公的救済)へと変遷^{へんせん}を遂げました。

この御書出に「取揚祖母(産婆)^{とりあげば}ハ懐婦之義ハ第一ニ存候」という記述が

あります。藩側では産婆を医師よりもより女性の「産む」身体に近い存在とみなし、産婆の不正行為への関与を厳禁していたと考えられます。

また、御書出の請書には、捨子は専ら「女之心得」のため、捨子をしないよういつそ女同士で話し合いを行う。とあり、村側では「子の生命を守る」のは女性であるという意識が存在したことが窺えます。もちろん、処罰の対象は女性だけではありません。もし、捨て殺しが発覚した場合は、「男女同然ニ重キ御咎メ」を受ける覚悟である。と請書に記されています。

（近世部会 仲村慎太郎）

ています。江戸時代に生きた人々も現代に生きる私たちと同じような問題を抱えていました。今、私たちにできることは何なのでしょう。先人の軌跡が私たちの行く末を照らしてくれているような気がします。

◇主な参考文献

大島村教育委員会『大島村史』大島村、一九八五年
津屋崎町史編さん委員会『津屋崎町史』資料編上巻・通史編、津屋崎町、一九九六・一九九九年
宗像市史編纂委員会『宗像市史』通史編第二卷、宗像市、一九九九年
吉川弘文館、二〇〇八年
横田武子『福岡藩における産子養育制度』『福岡県地域史研究』第十四号、福岡県地域史研究所、一九九六年
重久幸子『江戸後期福岡藩の人口抑制手段に関する一考察』『福岡市総合図書館研究紀要』第一号、福岡市総合図書館、二〇〇〇年
井上隆明『近世後期の出産をめぐる意識』福岡藩郡方を中心にー』『七隈史学』第四号、七隈史学会、二〇〇三年
太田黒真美『福岡藩における村方の医師組合ー筑前宗像郡を中心としてー』『七隈史学』第十六号、七隈史学会、二〇一四年

結びにかえて

福岡藩では、はじめ各地域独自の養育方法で産子を育てていきましたが、寛政九(一七九七)年に産子養育仕組が導入されました。しかし、墮胎や間引き、捨子が完全になくなつたわけではありません。例えば、安政四(一八五七)年七月に、宗像郡光岡村組頭取の茂三郎が自宅の門口で生後一ヶ月半の男子を拾い、郡役所へ養育したい旨を届けた記録が残っています(中村嘉彦家文書五〇三号)。

現在、私たちは少子化、育児放棄など子育てに関わる多くの問題を抱え



子孫繁昌手引草 [万延元(1860)年]

奈良女子大学学術情報センター所蔵

母親が赤子を圧殺しようとする姿を描いた図。赤子を殺そうとする母親は鬼に例えられている。